

◆診療記録(カルテ等)開示請求時の必要書類

別表

(1)生存患者の場合		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
	請求者	開示請求書	身分証明書の請求者(※1)	患者本人等の身分証明書(※1)	患者本人の委任状	患者と親族との関係(戸籍謄本/住民票(続柄有))	患者本人の登記事項証明書(代理権)	委任者本人の印鑑登録証明書	弁護士であることを証する書類	他施設で療養・加療の診断書(他院)	注意
①患者本人		○	○	同左	-	-	-	-	-	-	患者が満15歳以上の未成年の場合は、親権者の請求を基本とするが、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
②法定代理人(親権者、成年後見人等)	a.親権者	○	○	-	-	○	-	-	-	-	患者が満15歳以上の未成年の場合は、当院が患者本人の意思を確認する。
	b.後見人・保佐人・補助人	○	○	-	-	-	○	-	-	-	
③患者本人から診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人		○	○	-	-	-	○	-	-	-	
④患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者(※2)		○	○	○	○	○	-	-	-	-	
⑤患者が成人で判断能力に疑義がある場合、現実に世話をしている親族及びこれに準ずる者(※2)		○	○	-	-	○	-	-	-	○	「現実に世話をしている」→療養の実態を把握する医療者の見解に基づいて当院が判断する。他院にて加療中の場合、他院診断書を取り付け
⑥患者本人から診療記録の開示について代理権を与えられた弁護士等の代理人	c.弁護士	○	○	○	○	-	-	-	○	-	
	d.弁護士以外の者	○	○	○	○	-	-	○	-	-	

(2)死亡患者の場合		ア	イ	コ	サ	シ	ス	キ	ク		
	請求者	開示請求書	身分証明書の請求者(※1)	⑦親族本人の身分証明書(※1)	⑦親族本人の委任状	患者と親族との関係(戸籍謄本/住民票(続柄有))	⑦親族本人の登記事項証明書(代理権)	委任者本人の印鑑登録証明書	弁護士であることを証する書類		
⑦配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(※2)		○	○	同左	-	○	-	-	-		
⑧配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(※2)に法定代理人がいる場合の法定代理人	a.親権者	○	○	-	-	○	-	-	-		
	b.後見人・保佐人・補助人	○	○	-	-	○	○	-	-		
⑨上記⑦の者から診療記録の開示について代理権を与えられた弁護士等の代理人	c.弁護士	○	○	○	○	○	-	-	○		
	d.弁護士以外の者	○	○	○	○	○	-	○	-		

(※1)身分証明書	チェック
運転免許証	
運転経歴証明書	
旅券(パスポート)	
個人番号カード(マイナンバーカード) ※マイナンバー記載面の写しは受領不可。	
官公庁が顔写真を貼付した書類(身体障害者手帳等)	
各種健康保険被保険者証	
各種年金手帳	
その他(個別確認)	

(※2)これに準ずる者

法的関係が認められない内縁関係にある特別縁故者(民法958条の3)や事実婚パートナー等を想定する。
死亡患者の場合、これに加え、法定相続人とみなされるきょうだい、孫等を示す。